

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります

平成20・21年度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度とは？

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。

この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です。(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります)

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は市が行います。

保険料の仕組みは？

医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料(1割)と、国や道、市町村からの公費(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)で構成されます。

保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額(以下「均等割額」)」と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

保険料率は？

個人の保険料は、均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます。【表1】

基本的には、(一部の地域を除き)道内で均一となり、当市にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が4万3143円、所得割率が9・63%です。

これは、11月22日開会の広域連合議会で制定された保険料条例で決まったものです。

保険料の軽減と減免は？

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。【表2】

また、加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、2千100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。

これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、市の担当窓口へ申請してください。